

○周南公立大学試験心得

令和5年3月16日

教授会最終決定

(趣旨)

第1条 周南公立大学履修規程（令和5年3月14日規程第16-3号。以下「履修規程」という。）第14条第5項に基づき、この試験心得を定める。

(試験日程)

第2条 試験日程は、学務課により試験実施の1週間前に告示される。

(携行品)

第3条 試験場には、学生証、筆記用具その他持ち込みを許可されたもののみ持参すること。

(追試験及び再試験)

第4条 履修規程第14条第1項第2号の規定により、公共交通機関の運航停止や遅延、病気・けが、感染症及び裁判所への出廷等やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった学生は、指定期間内に、当該授業科目及び欠席理由を明記した追試験願に証明書類を添えて学務課に提出し、受験の許可を受けること。

2 履修規程第14条第1項第3号の規定により、科目担当教員から再試験の決定を受けた学生は、教職員の指示に従い受験すること。

(証明書の発行)

第5条 紛失等により学生証を携行できない学生は、学務課に届け出て、必要な期間有効となる証明書の交付を受けること。

(遅刻及び退出)

第6条 遅刻は、試験開始後20分まで認められる。ただし、特別な事情の証明があるものはこの限りではない。

2 退出は、試験開始後30分を過ぎた時点から認められる。この場合、答案を提出すること。

(答案)

第7条 答案用紙は、担当教員が指定したものに限る。

2 答案用紙には、学部学科、学年、学籍番号及び氏名を明記した後に答案作成にとりかかること。

3 前項の事項が明記されていない答案は、無効になる場合がある。

(試験場での態度)

第8条 試験場では、公正な態度を厳守し、私語を慎み、入退室及び座席指定その他試験を適正に実施するための監督者の指示に従わなければならない。

2 試験中は、印刷物、文書、ノート、電源を切った携帯電話その他通信機能のあるデバイス等をあらかじめカバン類に入れることとし、机中等の身近な場所に置かないこと。ただし、監督者から別の指示がある場合はこの限りではない。

3 試験中は、下敷の使用及び文房具の貸し借りは認められない。

4 監督者から不正行為があったと認められた者は、直ちにその指示に従い、答案用紙及び学生証等を提出して退室しなければならない。

附 則

この試験心得は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この試験心得は、令和5年4月1日から施行する。